

相続放棄申述の照会書

相続放棄は、亡くなった方の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出することにより行います。

この申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内にしなければならないと定められています。

そして、家庭裁判所に申述書を提出すると程なく裁判所から「相続放棄申述の有無についての照会書」が届くことがあります。

照会の内容は、家庭裁判所によって異なるようですが、概ね次のようなことを尋ねているようです。

- ・あなたはいつ被相続人が亡くなったことを知りましたか？
- ・あなた相続人になるということをいつ知りましたか？
- ・今回の申立は自分でしましたか？それとも誰かに頼みましたか？
- ・相続放棄の申述は、あなたの意思によるものですか？
- ・相続放棄をする理由は何ですか？
- ・遺産を処分したことはありませんか？
- ・遺産を隠したりはしていませんか？

いずれの項目も正直に答えれば良いのですが、回答する内容に不安がある場合は、専門家に相談するのが良いでしょう。



(司法書士 小司隆信)



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

